

第2号議案 広島市地域公共交通会議設置要綱および事務局規定の改正について

○ 概要

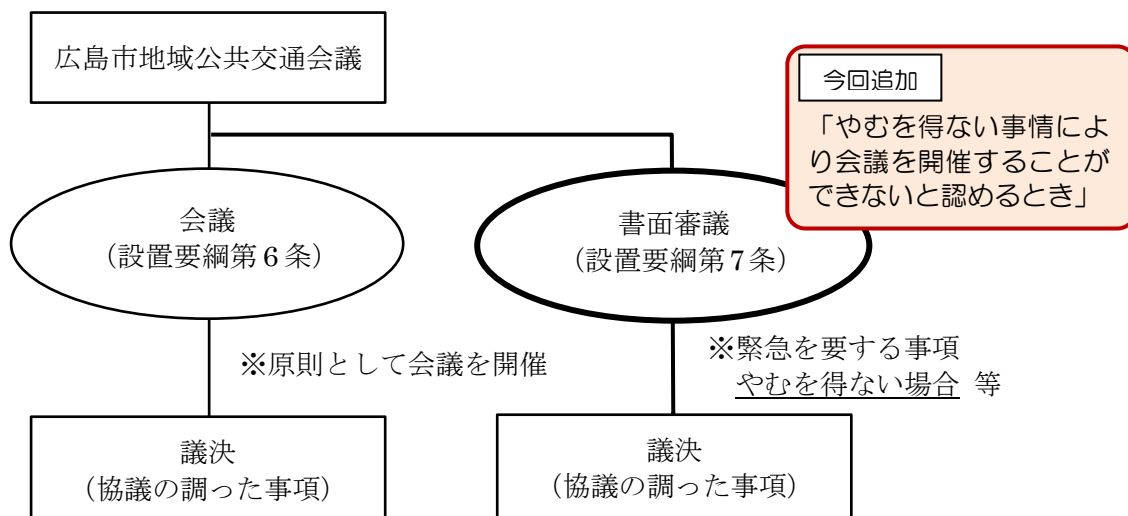
広島市地域公共交通会議については、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とし、平成22年7月に設置された。設置以降、おおむね年に1～2回の頻度で開催され、広島市内の公共交通について様々な議論がなされてきた。

令和元年度第1回会議においては、広島市地域公共交通会議設置要綱（以下、「設置要綱」という。）の改正案が承認され、議案が一定の要件を満たす場合には、書面審議により議事を決することができるようになった。これにより、より実態に即した会議運営が図られるようになった一方で、社会的情勢等により会議を開くことが困難である場合（災害時や感染症の蔓延時等）には書面審議を可能とする明確な規定がないため、こうした状況下での適正な会議運営が依然として課題となっている。

このため本議案においては、設置要綱を改正し、一定の場合において書面による議決を可能とする文言を追加するもの。また、同時に、設置要綱との整合性を図るため、広島市地域公共交通会議事務局規定（以下、「事務局規定」という。）を改正する。

○ 書面による会議開催基準の追加

これまで、議案が一定の要件を満たす場合には書面による会議開催を可能としていた。今回新たに、やむを得ないと会長が認めた場合においても、書面によって委員の賛否を確認し、これをもって地域公共交通会議の議決に代えることができるようにするもの。



○ 書面審議開催の成立要件・議決要件

変更なし

(参考) 設置要綱第7条第2項および第3項

成立要件 委員の過半数からの書面による回答をもって成立

議決要件 書面により回答した委員全員の賛成をもって決する

(ただし、全員の賛成が困難と会長が認めた場合は、この限りではない)

○ 事務局規定の改正について

前回設置要綱の改正により、事務局規定第1条内に規定する条文番号に齟齬が生じていることから、これを適正なものへ改める。

広島市地域公共交通会議事務局規定 第1条

(誤) この規定は、広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき

(正) この規定は、広島市地域公共交通会議設置要綱第11条の規定に基づき

○ 適用時期 (案)

設置要綱および事務局規定ともに、今回会議の議決後速やかに適用するもの。